



町民税の申告が必要な人

平成31年1月1日に御船町内に住民票があり、次に該当する人は申告が必要です。

- ▼営業・農業・山林・不動産などの事業所得があった人
- ▼給与所得者で、かつほかの収入があった人
- ▼日雇い、パートアルバイトなどの収入があった人
- ▼年途中で仕事を退職し、再就職していない人（年末調整が未済で控除などの追加がある人）
- ▼年末調整が済んでいない人
- ▼収入が無かった人
- ▼町外に居住者の扶養親族などになっっている人
- ▼遺族年金・障害年金など非課税年金を受給している人
- ▼公的年金受給者で社会保険料などの控除の追加や年金以外に収入があった人

町民税の申告が必要ない人

- ▼所得税および復興特別所得税の確定申告をする人
- ▼収入が給与のみで事業主から「給与支払報告書」が御船町に提出されている人（会社にご確認ください）
- ▼収入が公的年金のみの人で所得控除の追加がない人

町民税の申告が必要な人

町の申告会場は大変混雑します。次の確定申告は、熊本東税務署で申告をお願いします。

- 住宅借入金等特別控除の申告（初めて申告する人など）
- 譲渡の申告（土地・建物・株式等の売却）
- 損益通算、繰越損失などの確定申告
- 死亡された人の申告（準確定申告）
- 確定申告で雑損控除を受ける人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人
- 過年度分の確定申告

※平成30年分で震災による雑損控除を受ける人は、平成28年・29年分（昨年度）の雑損控除計算書と確定申告書の控えが必要になります。作成していない場合は、町で受けることができますので、税務署主催（会場：火の国ハイツ）の申告をお願いします。

申告日程

申告日	行政区
15日金	田迎・下鶴・水越中央・五ヶ瀬馬立・有水・大内
18日月	南田代第3区・南田代第4区・水源上田代
19日火	西往還・南木倉・宗心原・河内
20日水	上辺田見・上荒瀬・下荒瀬
21日木	5丁目・6丁目・牛ヶ瀬1区
22日金	小坂
25日月	瓜山・上迎町・下迎町・旭町・桜町・中辺田見
26日火	西木倉
27日水	秋只・万ヶ瀬・増見鶴
28日木	陣

申告日	行政区
1日金	下高野
4日月	藤木・滝園・向山・釜出・木の末松の生・小川野・椎の尾・吹野
5日火	上高野・甘木・東上野下・下梅木
6日水	牧の原・玉来・下山・中野・間所・木戸屋浅の藪・南田代第1区・八勢・東上野中
7日木	餅畑・日向・古閑迫・古閑原茶屋の本・南田代第2区・東上野上
8日金	上梅木・浄光寺・片志和・小路落合・北木倉・足水
11日月	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
12日火	下辺田見・高山
13日水	牛ヶ瀬2区・今城
14日木	横野・玉虫・竹の迫・川内田
15日金	予備日

※2月15日金～3月8日金は税理士出張期間



☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114
【所得税の申告に関する問い合わせ】 ☎ 369-5566

期 日：2月15日金～3月15日金 ※行政区指定有
会 場：役場庁舎横 第二分庁舎（昨年と申告会場が異なります）
受付時間：午前の部 8時30分～11時（申告相談開始時間：9時～）
午後の部 8時30分～15時（申告相談開始時間：13時～）
開場時間：8時15分

必ず申告しましょう。

申告は、町民税や国民健康保険税の申告受付および申告相談を行います。行政区ごとに日程を設けていますので、指定された日にお越しください。

申告は、町民税や国民健康保険税などの基礎になる大切なものです。今年は、平成30年1月から12月までの収入などを申告してください。

申告をしないと次のことが受けられない場合があります。

- ▼所得証明書などの交付
- ▼保育園や町営住宅の手続き
- ▼国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の減額
- ▼など様々な行政手続きに影響します。

事前準備が必要です。

毎年、申告会場は大変混雑します。混雑を解消するため、営業や農業、不動産などの収入の収支内訳書は必ず申告受付前までに作成してください。作成されていない場合は、申告相談が出来ません。

申告に必要なもの

①印鑑 ②本人の通帳（カード） ③源泉徴収票・支払証明書など ●営業・農業・山林や不動産などの収入がある場合 ・収支内訳書 ●社会保険料、生命保険料や地震保険料の控除を受ける場合 ・領収書 ・支払証明書	●障害者控除を受ける場合 ・障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など ※認定書は介護保険係で発行（詳細は10頁） ●医療費控除を受ける場合 ・支払った医療費の領収書、医療費を計算した明細書 ●寄付金控除を受ける場合 ・寄付金団体発行の証明書や領収書	●雑損控除（住民税）を受ける場合※ ・昨年分（平成28・29年分）の申告書の控え一式 ・昨年（平成28・29年分）作成した雑損控除計算書 ・被害を受けた家屋の所有者、取得時期、面積がわかるもの ・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用がわかるもの ・被害を受けたことにより保険会社などから受領した保険金などの金額がわかるもの ・リ災証明書
---	---	---

※他の控除で毎年非課税になる人は雑損控除の申告は必要ありません。
※毎年申告で、所得税が課税または還付になる人で雑損控除を申告する人は税務署主催（会場：火の国ハイツ）の申告をお願いします。